本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二六号）（総務省）

1　好循環実現のための経済対策を実施するため、復興庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び環境省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令（政令第二七号）（財務省）

1　無料宿舎を貸与する者の範囲

無料宿舎を貸与する者について、その範囲に海上保安官署を追加する等の改正を行うとともに、本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事する者のうち、警察官署、海上保安官署又は自衛隊に勤務する者の居住する場所を「当該官署の構内又はこれに隣接する場所」から「当該官署の構内又はこれに近接する場所」に改めることとした。（第九条関係）

2　有料宿舎の使用料の算定方法

㈠　有料宿舎（自動車の保管場所に係るものを除く。）の延べ面積の区分及び有料宿舎の所在地の区分に応じた一平方メートル当たりの基準使用料の額（月額）を次のとおり改めることとした。（第一三条関係）

改正前

（延べ面積）	特別区	甲地	乙地	その他
	（金額）			
五五平方メートル未満	五三六円	三九八円	三四六円	三三〇円
五五平方メートル以上七〇平方メートル未満	六二三円	四八三円	四三〇円	四一四円
七〇平方メートル以上八〇平方メートル未満	九三四円	六二一円	五二三円	五〇八円
八〇平方メートル以上一〇〇平方メートル未満	一、〇三五円	七二〇円	六二一円	六〇五円
一〇〇平方メートル以上	一、二〇六円	八八五円	七八五円	七六九円

改正後

（延べ面積）	一級地	二級地	三級地	四級地	その他
	（金額）				
五五平方メートル未満	五八九円	四三一円	三八〇円	三五八円	三五一円
五五平方メートル以上七〇平方メートル未満	七〇五円	五二九円	四七三円	四四九円	四三九円
七〇平方メートル以上八〇平方メートル未満	一、〇五八円	六八四円	五七二円	五四六円	五三五円
八〇平方メートル以上一〇〇平方メートル未満	一、二一二円	八一二円	六九四円	六六二円	六四八円
一〇〇平方メートル以上	一、四一三円	九九四円	八五九円	八二三円	八〇七円

㈡　有料宿舎（自動車の保管場所に係るものに限る。）の自動車の保管場所の区分及び有料宿舎の所在地の区分に応じた一平方メートル当たりの基準使用料の額（月額）を次のとおり改めることとした。（第一四条関係）

改正前

（自動車の保管場所）	特別区	甲地	乙地	その他
	（金額）			
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	四〇〇円	二六二円	二一〇円	一九三円
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物の一部に設置するもの	一、二八二円	一、一四四円	一、〇九二円	一、〇七五円
専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの	四九六円	三五八円	三〇五円	二八八円

改正後

（自動車の保管場所）	一級地	二級地	三級地	四級地	その他
	（金額）				
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	六七八円	三五〇円	二七三円	二三四円	二一六円
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物の一部に設置するもの	一、五三八円	一、二一〇円	一、一三三円	一、〇九四円	一、〇七六円
専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの	七九五円	四六七円	三九〇円	三五〇円	三三二円

3　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二八号）（総務省）

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二五年法律第七八号）の施行期日を平成二六年二月二一日とすることとした。

◇国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二九号）（総務省）

1　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二五年法律第七八号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）について退職手当の調整額の算定対象期間から配偶者同行休業期間を除く等、関係政令の規定の整備等をすることとした。（第一条～第五条関係）

2　この政令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成二六年二月二一日）から施行することとした。

◇地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇号）（総務省）

地方公務員法の一部を改正する法律（平成二五年法律第七九号）の施行期日を平成二六年二月二一日とすることとした。